

## 食物アレルギー対応の決定までの流れ（小学新1年生）

敦賀市教育委員会 → 保護者（全新1年生）

「就学時健康診断実施のお知らせ」と一緒に「就学時健康調査表」を配布



保護者（全新1年生） → 学校

就学時健康診断時「就学時健康調査表」を提出  
給食のアレルギー対応の申し出（給食相談コーナー）



学校 → 保護者（対象者）

調査表をもとに、アレルギー対応が必要と認められる場合は、「管理指導表」の提出を保護者に依頼する



保護者（対象者） → 学校

医療機関を受診し、「管理指導表」を学校に提出



学校 ↔ 保護者

保護者と面談（養護教諭、栄養教職員など）  
「食物アレルギー対応食 実施申請書」を提出 ※印鑑を持参してください



校内食物アレルギー対応委員会開催

「管理指導表」、保護者との面談内容、学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み  
校長が対応を決定  
決定内容を教職員へ周知、保護者へ「実施決定通知」を渡す



実施（対応の開始）